

④ 不登校の場合と、感染不安により登校しない場合とで、片や出席扱いとできる、片や出席停止扱いとできる、という両者の違いの根拠・論理について、改めて整理のうえ説明して下さい。

(答)

- 不登校児童生徒が、多様な教育機会の一つとして、自宅等において ICT 等を活用した学習を行った場合には、一定の要件の下、指導要録上出席扱いとすることを可能としておりますが、この取扱いは、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目的とするものです。
- 一方で、本年 2 月に新たにお示しした「オンラインを活用した特例の授業」は、新型コロナウイルス感染症の影響下において臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応として行われるものです。
- このため、やむを得ず学校に登校できない児童生徒がオンラインを活用した学習指導を受けた場合に、不登校児童生徒と同様に出席扱いとすることは困難であると考えております。

- なお、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の出欠の取扱いについては、
- ・ やむを得ず学校に登校できなかった日数は、指導要録上、「出席しなければならない日数」には含まれず、「欠席日数」としては記録しないこと
 - ・ 進級・進学、入試等において、例えば、出席日数等により不利益を被ることがないようにすることなどをこれまでもお示ししているところです。

【文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 03-6734-2369】

- ⑤感染不安により児童生徒が登校しない場合、その出欠の取り扱いについて学校長が柔軟かつ合理的に判断できるような基準を文科省として示して下さい。また、感染状況が悪化して医療体制がひっ迫し、コロナに罹っても医療も受けられない状況においても、なお学校に行かなければいけないという学校法令上の根拠を示して下さい。
- ⑥学校長が児童生徒の出欠の取り扱いを判断する際に、保護者や児童生徒本人が感染を懸念して休むというケースが、前回会議で提出されたフローチャートの「生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段が無い場合など」の「など」に含まれることを明確にした通知を検討すべきではないか、回答して下さい。

- 文部科学省のウェブサイトに掲載しているQ&Aを9月10日に更新し、「校長が「出席停止、忌引き等の日数」として記録する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況等を踏まえることも考えられる」旨、追記しています。
- 地域・学校の感染状況や児童生徒の状況等に応じた判断が重要であり、感染が広がる可能性や、そのことによる重症化のリスクなどを考慮して、校長において柔軟に判断いただきたいと考えております。
- こうした考え方について、引き続き教育委員会等へ周知するとともに、Q&Aの記載内容については現在検討中です。